

2019年「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外労働及び  
4月10日 公休日労働に関する協定」に関する第1回団体交渉を行う! **その3**  
東地申 第63号

### 主な議論(その3)

(組合) 2018年度4月~12月の運車、営業、施設、電気、支社についても一人平均超勤等実績を提示すること。

(会社) 以下の通りである。

### 一人平均超勤実績等(2018年度4月~12月)

職 種	時間外労働(時間)	
	B単価	D単価
車 掌 職	58 (56)	17 (16)
運 転 士 職	59 (56)	10 (8)
車 両	14 (21)	4 (4)
運 車 管 理 者	128 (128)	7 (4)
営 業	95 (91)	10 (8)
施 設	121 (124)	2 (2)
電 気	88 (85)	3 (4)
管理(全体)	144 (142)	9 (8)
企画・課員等	151 (138)	4 (4)

(上段 2018年度)  
(下段 2017年度)

(組合) 総じて超勤時間が増えている。全体として縮減対策はどのようにしてきたのか。

(会社) [営業]

- ・波動があるため、備えとしてテンポリリーススタッフの活用を含めて対応。
- ・現場長会議において、他山の石のように示してきた。
- ・ダイヤ改正の時刻表の原稿作成を手入力からシステム化へ。
- ・助役や主務への教育を夏に3日間。
- ・訪日旅行客の対応に課題残る。

[運車]

- ・輸送障害がメインー折り返し運転、別線運転で早期ダイヤ平復を定着。
- ・車両の危機更新、設備更新も含めて実施。
- ・現場長等が業務内容・スケジュール管理、日々の実績の入力、業務の平準化を行うこと。
- ・企画部門からの現場訪問で36協定・労働時間管理のポイントの周知を図る。
- ・新任助役着任のタイミングで労働時間管理・運用の教育を図る。

[施設]

- ・弱点箇所の解消。
- ・積算や見積もりの査定、OJTだけでなく
- ・Joi-Tabの活用で打ち合わせと会議を開催
- ・契約時期を早期化し、工事の年度末の輻輳を工夫。
- ・職場環境改善業務が膨らんでいる為、早め対応。
- ・勤務管理については、現場長会議にて活用

[電気]

- ・工事計画の見える化と平準化
- ・弱点設備の強化と不要設備の抛出。
- ・上期のタイミングでの業務量、計画、精査
- ・工事制度の活用
- ・超勤補助簿の活用
- ・34・36違反ガイドラインの周知

[非現業]

- ・フレックス制度の見直し
- ・新任向けガイドブックの作製
- ・打ち合わせはWEBを活用

**超勤は  
増加している!!**

その4へ続く